

海外社会保障カレント・トピックス(2)

厚生省大臣官房国際課

はじめに

- ▷ 前回に引き続き主要 5ヶ国について、おおむね 1981 年 4 月から 8 月までの主な動きをご紹介します。
- ▷ アメリカとイギリスのトピックスは多少鮮度が落ちるが、前者は日米間の同種の交渉に影響しそうなため、後者については他に適当な情報がなかったため、敢て採用した。西ドイツは、他の先進国同様現在、来年度予算の編成過程で、福祉予算の削減が話題になっているが、新制度が発足したのでその紹介を優先した。そのかわり、スウェーデンの財政再建の動きをとりあげておいた。西ドイツ、スウェーデンさらに日本の支出抑制政策とは逆にフランスのミッテラン政権は公共支出の拡大を計画している。残念ながらその情報が届いてないので、今回は日本の企業進出と社会保障に関するヨーロッパ人には珍しい比較的冷静な感想をご紹介しますことにした。

1. アメリカ——米加社会保障協定の締結

- ▷ レーガン大統領はオタワ訪問中の 1981

年 3 月 11 日「米加社会保障協定」に調印し、5 月 22 日には、その実施細目を定める行政協定も締結された。同協定は議会の審理を経て、早ければ、1982 年後半に発効することとなろう。

- ▷ これまで、カナダにある米企業に働く多くの米国人労働者は、米加両国の社会保障（年金）制度の適用を受け、従って、社会保険料の二重払いを余儀なくされていた。また、拠出期間が両国の制度に分割されるため、単独では受給資格期間に満たず、いずれの制度からも年金給付を受けられない。という不都合も生じていた（米国で働くカナダ人労働者についても事情は同じである）。
- ▷ 今回の協定は①このような社会保障の二重適用を解消し、②拠出期間の通算を行うことができるように両制度を調整することを目的とするものであり、1977 年の米国社会保障法改正によって大統領に与えられた権限に基づいて締結されたものである。
- ▷ 米国は、1977 年以来すでに、イタリア、西ドイツ、スイスとの間で同様の協定を成立させており、カナダとの交渉も

この一連の動きの中で進められてきたものである。さらに、日米間の国際交流の拡大に伴って、1979年以来、わが国との間でも年金通算に関する交渉が継続している。

2 イギリス——社会保障給付額の改訂

- ▷ ジェンキン保健社会保障相は、1981年3月11日、前日のハウ蔵相の予算演説に引き続き、下院において今年度の社会保障給付の改善計画について、演説した。その主な内容は次のとおりである。
- ▷ ①老齢年金・寡婦年金・廃疾年金・戦傷者年金・労災年金・失業給付・疾病給付を9%引上げ（昨年11月～今年11月の物価上昇見込み10%から昨年11月時点での引上げ超過分1%を差し引いたもの）、これらの給付に付加されるクリスマス・ボーナスは昨年同額の10ポンドにすえおく。②児童手当の1人当たり支給額を50ペンス引き上げ5.25ポンドとし、片親の場合の付加給付3ポンドを3.30ポンドに引き上げる（それぞれほぼ1割アップ）。③今年が国際障害者年であることに鑑み、障害者の自動車購入・借入補助（移動手当）を1週間当たり14.5ポンドから16.5ポンドとし、付加価値税控除の対象に障害者の自動車購入を加える等税制上の優遇措置をとる。④その他、家計所得補助給付の改善、補足的給付の暖房費加算の改善等を図る。
- ▷ 以上の措置は、11月23日から実施される予定である。また、これに要する経費は、総計20億ポンドといわれてお

り、例年どおり今秋に保険料を見直し、必要な改正を来年4月から実施することとなっている。

3 西ドイツ——「芸術家社会保険法」の公布

- ▷ 西独においては、社会保険は勤労者保険として発達してきたため、わが国の国民年金や国民健康保険のように地域住民全体を対象とする制度がなかった。このため自営業者、特に音楽家や作家といったいわゆる自活している芸術家の社会保険適用の必要性について、1969年以来活発な議論がなされてきた。
- ▷ このような背景のもとに、1981年7月27日「自営芸術家及びジャーナリストの社会保険に関する法律」が公布された。本法は、芸術家のための特別の社会保険制度を創設するにあたり、その必要な費用を、芸術家本人が $\frac{1}{2}$ 負担し、残り $\frac{1}{2}$ を例えばレコード会社、印刷会社といった「芸術家と市場の中間にたつ者」が負担するものとしている（ただし、その $\frac{1}{2}$ には、国家補助がある）。後者の負担金のあり方が、芸術家に一般労働者と同様の性格を与え、憲法に違反するという野党（CDU/CSU）の反対があったものの、芸術家に対する社会保険適用の緊急性が考慮され、6月16日1票差で議会通过した。
- ▷ 本法は、全文61条4部から成り、第1部において「芸術家」の社会保険への加入を、第2部において事業を運営する「芸術家社会金庫」の組織に関する事項

を、第3部においてライヒ保険法及び職員年金保険法等関連法制の改正を、第4部において本法を1983年1月1日より施行すること等を定めている。なお、対象となる「芸術家」の態様が多岐にわたることもあり、加入義務の適用除外を詳細に定めている。

4. フランス——労働組合幹部の日本観

- ▷ 「自由労組連合」（組合員30万人、自動車産業労働者が中心）のプラン事務局長は、今春の訪日の成果について1981年4月末記者会見を行った。その内容は、日本の産業組織、労使関係、経営のあり方等に広く及んでいるが、特に、我が国の社会保障制度を積極的に評価している点は注目に値する。
- ▷ 日-E C間の貿易摩擦をめぐる論調において、従来E C諸国では、日本企業の国際競争力の強さの理由の一つを、低い社会保障税負担にもとめ、社会保障水準の低さを「ウェルフェア・ダンピング」と呼んで批難する態度が一般的であったが、同局長はこの見方を明らかな誤りであると断定している。
- ▷ 同局長の社会保障関連発言の要旨は次のとおりである。「企業の租税・社会保障負担は日本の方が低いが、間接税も入れて全体的にみれば、企業の負担は日仏間でそう差はないようだ。従って日本産業の国際競争力の源を低賃金、低社会保障、低生活水準に求めるのは誤っている。どの国にも相対的に優れたところと劣ったところがあり、フランスの長所と日本

の短所を比べても意味はない。今まで日本が遅れているとされていた社会保障や生活水準、賃金水準も総合的にみれば、フランスとほぼ同じ水準であるといつてよい。」

5. スウェーデン——福祉予算の削減計画

- ▷ 先進諸国に共通の経済困難の中で、緊縮財政下の福祉の動向が注目されているが、スウェーデンでも戦後最悪といわれる経済状勢（1980年の消費者物価上昇率13.7%、実質経済成長率1.4%）を背景に財政赤字が深刻化（国債発行総額は約2,000億クローネでほぼ国家予算に匹敵する）している。
- ▷ このような状況の中で、来年度予算（1982年7月～1983年6月）をめぐる議論が活発化している。来年度予算においては120億クローネの支出削減（予算規模の約6%の削減）の政府提案が、すでに議会によって承認されており、その最大のターゲットは、ここでも社会保障・福祉の分野である。
- ▷ ①社会省予算（530億クローネ、国家予算約 $\frac{1}{4}$ 、防衛予算の約3倍）の1割弱を占める児童手当制度について、その第1子に対する手当の廃止又は削減、②社会省予算の過半を占める国民基礎年金の受給者の税制上の優遇措置の廃止、年金額の引上げ計算方法の改正及び寡婦手当の廃止、③医療保険関係で支出の過半に達している傷病手当（病気による所得損失を補てんする制度）の待期期間（現在1日）の延長、初期の期間の給付率

カレント・トピックス

(現在 90%)の引下げ, 等が予算省当局の削減案に含まれているといわれる。

▷ 予算省原案は本年夏中に作成され, 休暇シーズンの終了とともに各省に提示さ

れる予定であるが, 大きな政治問題でもあり, 政府原案の成立, 国会審議の過程で, なお曲折が予想される。